

各施設の使用料金改定一覧

単位:円

施 設		現 行			改 定 後			備 考	所管
名称	区 分	料金区分		使用料	料金区分		使用料		
嘉穂老人福祉センター	センター	嘉麻市に居住する60歳以上の者		100	70歳以上及び6歳以上12歳未満		100		
		その他市長が利用を認めた者	市内に居住する15歳から60歳未満の者	150	12歳以上70歳未満		150		
			市内に居住する小・中学校児童生徒及び高校生	150	6歳未満		100		
			上記以外の者(市外)	200					
	ヘルストロン	嘉麻市に居住する60歳以上の者		100	70歳以上及び6歳以上12歳未満		100		
		その他市長が利用を認めた者	市内に居住する15歳から60歳未満の者	150	12歳以上70歳未満		150		
			市内に居住する小・中学校児童生徒及び高校生	150	6歳未満		100		
			上記以外の者(市外)	200					
	備考	冷、暖房利用の時期は、60歳以上の高齢者については5割増、その他一般については10割増とする。			冷、暖房利用の時期は、70歳以上の高齢者については5割増、その他一般については10割増とする。				
	稲築老人憩の家	個人	60歳以上及び6歳未満		無料	個人	6歳未満	無料	
6歳以上12歳未満			60	6歳以上12歳未満及び70歳以上	100				
12歳以上60歳未満			120	12歳以上70歳未満	150				
団体		30人以上		1割引	団体	30人以上	個人の項に掲げる当該年齢の額に0.9を乗じて得た額		
市外				210					
山田「白い雲荘」の家	いこいの家	13歳以上69歳以下	1人につき	200	12歳以上70歳未満	1人につき	200		
			回数券 12回分	2,000		回数券 12回分	2,000		
	備考				6歳未満		無料		
		この表(いこいの家使用料及びいこいの家個室使用料)の規定にかかわらず、5歳以下の者(保護者同伴に限る。)に係る使用料については、無料とし、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者に係る使用料については、この表に定める額の半額とする。			この表(いこいの家使用料及びいこいの家個室使用料)の規定にかかわらず、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者に係る使用料については、この表に定める額の半額とする。				

【問合せ先】

高齢者介護課…Tel0948-53-1182